

京情審答申第129号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年9月9日付け7教学第1135号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年7月23日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「福知山市教育委員会より京都府中丹教育局長へあげられた福知山市立○○中学校の特別事象報告書（2013年1月8日付け及び同年2月5日付け）」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年8月4日、実施機関は、請求対象文書を保有していないとして、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成27年8月6日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年9月9日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が請求対象文書の公開をしない理由は、「本件請求に係る公文書を保有していない。」というものである。しかし、次の理由から、当該文書が存在しない理由はない。
- 2 平成26年8月4日に、福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）は、実施機関に福知山市立○○中学校（以下「本件中学校」という。）の校長が市教委教育長宛てに報告した特別事象報告書を提出している。

これと同時に、市教委教育長は、京都府中丹教育局長（以下「局長」という。）宛てにも同報告書を提出しているはずであり、それに事象の概要や市教委の対応が記載されている用紙が添付されていなければ、市教委がどのような対応をしたのかが全くわからず、いじめの問題解決が前に進まないことになるため、当該文書が存在しない理由はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

京都府中丹教育局管内においては、各小中学校長から市教委教育長に報告された特別事象報告書は、市教委がこれらを取りまとめ、市教委教育長から局長に報告することとされている。

請求対象文書については、市教委において、当該事象は緊急の指導及び対策を必要とする事象には該当しないと判断され、局長に報告する必要がないものとされたと考えられることから、市教委教育長から局長への報告はなされなかつたため、実施機関において取得しておらず、文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、本件中学校から市教委に提出された特別事象報告書については、異議申立人から実施機関に電話がよくかかってくるようになってから、実施機関においても市教委から入手したものであり、異議申立人に対しても既に公開済みである。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている文書は、市教委教育長から局長宛てに提出された本件中学校に係る特別事象報告書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、市教委が実施機関に本件中学校の校長が市教委教育長宛てに報告した特別事象報告書を提出すると同時に、市教委教育長から局長宛てに、事象の概要や市教委の対応が記載されている用紙を添付した特別事象報告書が提出されているはずであるから、当該文書が存在しない理由はないとして主張しているものと解される。

実施機関に確認したところ、本件中学校の校長から市教委教育長に報告された特別事象報告書は、本来であれば市教委において取りまとめられ、市教委教育長から局長宛てに報告されるべきものであるが、市教委において、当該事象は緊急の指導及び対策を必要とする事象には該当しないと判断され、局長に報告する必要がないものとされたと考えられることから、市教委教育長から局長への報告はなされなかつたものであり、異議申立人

が主張するような、市教委教育長から局長宛ての特別事象報告書は受領しておらず、保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当地ある。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 9 日	諮問書の受理
平成 27 年 9 月 24 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 12 月 1 日	第 1 回審査会
平成 28 年 1 月 29 日	第 2 回審査会
平成 28 年 9 月 28 日	第 3 回審査会
平成 28 年 10 月 26 日	第 4 回審査会
平成 30 年 3 月 30 日	答 申